

さい かた
18歳になる方へ

しょう ふくし 障がい福祉サービスのご案内

しょう かた かぞく む さいいじょう かた りよう しょう ふくし とう いちぶ しょうかい
障がいのある方やそのご家族に向けて、18歳以上の方が利用できる障がい福祉サービス等の一部をご紹介します。
せいど ないよう しんせい てづ くわ す く ほけんふくし そうだん
制度の内容や申請の手続きなど、詳しいことはお住まいの区の保健福祉センターまでご相談ください。

おおさかし
[大阪市ホームページ](#)に
リンクします

さいみまん じどう りよう
★のサービスは18歳未満の児童もご利用いただけます。



かよ そうさくかつどう 通うところ(創作活動など)



せいかつかいご 生活介護

じょうじかいご ひつよう かた にゅうよく はいせつ しょくじ かいご そうさてきかつどう せいさんかつどう
常時介護を必要とする方について、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動または生産活動の
きかい ていきょうとう しえん う
機会の提供等の支援を受けることができます。

じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)

ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しんたいきのう せいかつのうりよく いじ こうじょうとう いっていきかん りがくりょうほう
地域生活を営む上で必要な身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法、
さぎようりょうほう とう う
作業療法のリハビリテーション等を受けることができます。

じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練)

ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう せいかつのうりよく いじ こうじょうとう いっていきかん にゅうよく はい およ
地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のため、一定期間、入浴、排せつ及び
しょくじとう かん くんれんとう う
食事等に関する訓練等を受けることができます。

ちいきかつどうしえん せいかつしえんがた かつどうしえん がた かつどうしえん がた 地域活動支援センター (★生活支援型、★活動支援A型、活動支援B型)

じょう かた かよ そうさてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょうとう じりつ にちじょうせいかつ
障がいのある方が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等、自立した日常生活や
しゃかいせいかつ いとな しえん う
社会生活を営むための支援を受けることができます。

ちいきかつどうしえん せいかつしえんがた かつどうしえん がた かつどうしえん がた
地域活動支援センターには生活支援型、活動支援A型、活動支援B型があります。

かく れんらくさきとう くわ おおさかし さんしょう
各センターの連絡先等、詳しくは大阪市ホームページをご参照ください。



かつどうしえんがた
活動支援A型
かつどうしえんがた
活動支援B型



がっこう かよ 学校に通う

だいがくしゅうがくしえん 大学修学支援

だいがく だいがくいんよ たんきだいがく ふく こうとうせんもんがっこう せんしゅうがっこう かくしゅがっこう しゅうがく
大学(大学院及び短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校及び各種学校の修学における
がいしゅつ しえん よう かた だいがくどう しゅうがく しえんたいせい こうちく あいだ
外出の支援を要する方について、大学等が修学にかかる支援体制を構築できるまでの間において、
いどうしえん ていきょう う
移動支援サービスの提供を受けることができます。(重度訪問介護を利用している、または
じゅうどほうもんかいご りよう たいしよう かた りよう
重度訪問介護の利用の対象となる方がご利用いただけます。)



しゅうろうせんたくしえん

就労選択支援

しょう かた しゅうろうさき はたら かた よ せんたく たんきかん せいさんかつどう
障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、短期間の生産活動や
た かつどう きかい ていきょう つう ほんにん きぼう しゅうろうのうりょくできせいう あ せんたく む
その他の活動の機会の提供を通じて、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた
しえん う
支援を受けることができます。

しゅうろういこうしえん

就労移行支援

いっぽんきぎょうとう しゅうろう きぼう かたどう しゅうろう ひつよう ちしき のうりょく こうじょう
一般企業等での就労を希望する方等が、就労に必要な知識や能力の向上のために、
いっていかん じぎょうしょない きぎょう さぎょう じっしゅうとう ひつよう くんれんとう う
一定期間、事業所内や企業での作業や実習等の必要な訓練等を受けることができます。

しゅうろうけいぞくしえん がた

就労継続支援A型

いっぽんきぎょうとう しゅうろう こんなん かたどう こようけいやく もと はたら ば ていきょう つう
一般企業等での就労が困難な方等について、雇用契約に基づく働く場の提供を通じて、
いっぽんしゅうろう ひつよう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん う
一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

しゅうろうけいぞくしえん がた

就労継続支援B型

いっぽんきぎょうとう しゅうろう こんなん かたどう こようけいやく もと しゅうろう こんなん かた
一般企業等での就労が困難な方等であって、雇用契約に基づく就労が困難である方について、
しゅうろう せいさんかつどう きかい ていきょう つう いっぽんしゅうろう ひつよう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう
就労や生産活動の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な
くんれん う
訓練を受けることができます。

しゅうろうていぢゃくしえん

就労定着支援

しゅうろういこうしえんとう しょう ふくし りよう いっぽんしゅうろう いこう かた
就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方について、
しゅうろうけいぞくはか ひつよう れんらくちようせい じょげんとう ひつよう しえん う
就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を受けることができます。

じゅうどじょう しゃどうしゅうぎょうしえんじぎょう

重度障がい者等就業支援事業

はたら いし のうりょく はたら かた こようしさく ふくししさく れんけい
働く意思と能力がありながら働くことのできない方について、雇用施策と福祉施策の連携により、
じゅうどじょう しゃどう にちじょうせいいかつかか しえん しゅうざようちゅう う
重度障がい者等の日常生活に係る支援を就業中にも受けることができます。
みんかんきぎょう こよう また じえいぎょうしゃどう じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご
(民間企業に雇用されている、又は、自営業者等であって、重度訪問介護、同行援護、行動援護を
りよう かた りよう
利用している方がご利用いただけます。)

かぞくとう しえん
ご家族等への支援

たんきにゅうしょ

★短期入所(ショートステイ)

しょう かた じたく かいご かた しつべい た りゆう いちじてき かいご ばあい
障がいのある方を自宅で介護している方が、疾病その他の理由により一時的に介護できない場合に、
げんそく つき かいない していたんきにゅうしょじぎょうしょ たんきかん にゅうしょ りよう
原則として月7日以内、指定短期入所事業所で短期間の入所サービスを利用できます。

にっちゅういちじしえんじぎょう

★日中一時支援事業

しょう かた かぞく しゅうろうしえん しょう かた にちじょうてき かいご かぞく
障がいのある方の家族への就労支援および障がいのある方を日常的に介護している家族の
いちじてき きゅうそく はか しょう かた にっちゅう かつどう ば ていきょう う
一時的な休息を図るため、障がいのある方の日中における活動の場の提供を受けることができます。



きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム)

ちいき きょうどうせいかつ しよう かた ひつよう かじ とう にちじょうせいかつじょうしえん しょくじ 地域で共同生活をする障がいのある方について、必要な家事等の日常生活上の支援や、食事・
にゅうよく はいせつとう かいご そうだんしえんとう えんじょ う かぞく どうきょ かた 入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を受けることができます。ご家族と同居されている方が
にゅうきょ きぼう ばあいとう たいけんりょう おこな かのう グループホームへの入居を希望される場合等には、体験利用を行うことが可能です。

ひとりぐ たいけんしえんじぎょう 一人暮らし体験支援事業

しょう かた おやもと じりつ きぼう ばあい しゆくはく ともな ひとりぐ たいけん 障がいのある方が親元などからの自立を希望する場合に、宿泊を伴う一人暮らしの体験を
しよう しゃきかんそうだんしえん いっしょ たいけん けいかく つく たいけんちゅう することができます。障がい者基幹相談支援センターと一緒に体験の計画を作り、体験中は
ひつよう かいじょ つきそ みまも とう しえん う 必要な介助や付添いによる見守り等の支援を受けることができます。

と あ さき かくくしょう しゃきかんそうだんしえん (問い合わせ先:各区障がい者基幹相談支援センター)

いえ 家にいるとき



きよたくかいご ★居宅介護(ホームヘルプ)

しんたいかいご かじえんじょ つういんとうかいじょ つういんとうじょうこうかいじょ
身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助

じたく にゅうよく はいせつ しょくじとう かいご ちょうり せんたく そうじ とう かじえんじょ つういん かいじょ せいかつとう
ご自宅での入浴・排泄・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院の介助、生活等に
かん そうだん じょげんとう しえん う 関する相談や助言等の支援を受けることができます。

じゅうどほもうもんかいご がいしゅつ ふく 重度訪問介護(外出を含む)

じゅうど したいふじゅうしゃ じゅうど ちてき せいしんしよう こうどうじょう いちじる こんなん ゆう かた
重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で
じょうじかいご ひつよう かた たいしょう じたく にゅうよく はいせつ しょくじ かいごとう がいしゅつじ
常時介護が必要な方を対象とした、ご自宅での入浴、排泄、食事の介護等および外出時の
かいごとう そうごうてき りょう 介護等を総合的に利用できます。

そだん 相談する



けいかくそだんしえん 計画相談支援

ほんにん きぼう しんしん じょうきょう かんきょうとう かんあん りょう ないようとう さだ とうりよう
本人の希望や心身の状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用
けいかくあん さくせいとう しえん う いっていきかん う 計画案の作成等の支援を受けることができます。また、一定期間ごとにモニタリングを受けることで、
とうりようけいかく てきせつ けんしよう ひつよう おう とうりようけいかく みなお へんこう
サービス等利用計画が適切であるかを検証し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直しや変更
どう しえん う 等の支援を受けることができます。

ちいきていいちゃくしえん 地域定着支援

きよたく たんしん せいかつ かたとう じょうじ れんらくたいせい かくほ きんきゅう じたい
居宅において単身で生活する方等について、常時の連絡体制を確保することで、緊急の事態が
お さい そだん た ひつよう しえん う 起きた際などに相談その他の必要な支援を受けることができます。

で 出かける



どうこうえんご ★同行援護

しかくしょう いどう いちじる こんなん ゆう かた がいしゅつじ どうこう いどう ひつよう じょうほう
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方について、外出時の同行や、移動に必要な情報の
ていきょうどう しえん う 提供等の支援を受けることができます。

こうどうえんご ★行動援護

ちてき せいしんしょう こうどうじょういちじる こんなん じょうじかいご ひつよう かた きよたくない
知的・精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方について、居宅内や
がいしゅつじ かいご こうどう さい しょ さけん かいひ かいご う 外出時の介護など、行動する際に生じる危険を回避するための介護を受けることができます。

いどうしえん ★移動支援

がいしゅつしえん ひつよう みと かた じゅうどほうもんかいご どうこうえんご じゅうどしよう しゃとうほうかつしえん じゅきゅうしゃ
外出の支援が必要と認められる方(重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援の受給者
のぞ しゃかいせいかつじょうひつようふかけつ がいしゅつ よかかつどうどう しゃかいさんか がいしゅつ さい
は除く)について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、
いどう かん しえん う 移動に関する支援を受けることができます。



ひとりで決めることがしんぱいな人へ/ ひとり ひと その人らしい暮らしをいっしょにつくる **成年後見制度** せいねんこうけんせいど

せいねんこうけんせいど ちてきしょう せいしんしょう
成年後見制度は、知的障がいや精神障がいなどによって
き ふあん しんぱい ひと けいやく
ひとりで決めることに不安や心配のある人が いろいろな契約や
てつづ てつだ せいど
手続きをするときに お手伝いする制度です。
たとえ かね かんり ふくし てつづ けいやく
例えば「お金の管理がうまくできない」「福祉サービスの手続きや契約がむずかしくて
せいねんこうけんにん きも たし
わからない」などといったときには、「成年後見人」などが あなたの気持ちを確かめながら
かね つか かた けいやく てつづ たす
お金の使い方やいろいろな契約・手続きを助けてくれます。
せいど かん かくしょ しゃさかんそだんしえん そうだん
制度に関することは、各区障がい者基幹相談支援センターへご相談ください。



かくしょ しゃさかんそだんしえん おおさかせいねんこうけんしえん
各区障がい者基幹相談支援センターのほか、大阪市成年後見支援センターでも
そうだん くわ おおさかし さんじょう
相談することができます。詳しくは[大阪市ホームページ](#)をご参照ください。



● お問い合わせ先 各区保健福祉センター ●

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
きた 北	6313-9857	みなと 港	6576-9857	ひがしよどがわ 東淀川	4809-9845	あべの 阿倍野	6622-9857
みやこじま 都島	6882-9857	たいしょう 大正	4394-9857	ひがしなり 東成	6977-9857	すみのえ 住之江	6682-9857
ふくしま 福島	6464-9857	てんのうじ 天王寺	6774-9857	いくの 生野	6715-9857	すみよし 住吉	6694-9857
このはな 此花	6466-9857	なにわ 浪速	6647-9897	あさひ 旭	6957-9857	ひがしうみよし 東住吉	4399-9857
ちゅうおう 中央	6267-9857	にしよどがわ 西淀川	6478-9954	じょうとう 城東	6930-9857	ひらの 平野	4302-9857
にし 西	6532-9857	よどがわ 淀川	6308-9857	つるみ 鶴見	6915-9857	にしなり 西成	6659-9857